

京都市老人いこいの家条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成18年1月23日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第121号

京都市老人いこいの家条例施行規則を廃止する規則

京都市老人いこいの家条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)